

# 第7章 バリアフリー化の進め方

## 7.1 しくみづくり

継続的に桃山台地区において交通バリアフリー化を進めていくためのしくみづくりを行い、両市が協働してバリアフリー化の実現を図っていきます。基本構想策定後、市の道路特定事業計画検討時においても、より多くの市民の意見を反映させるため、ワークショップを開催します。また、道路特定事業計画を検討する際には、ユニバーサルデザインにも配慮を行います。

駅舎等の公共交通特定事業計画については、作成段階で説明会を開催するなど情報公開に努めます。

基本構想策定後のしくみのイメージを図7-1に示します。

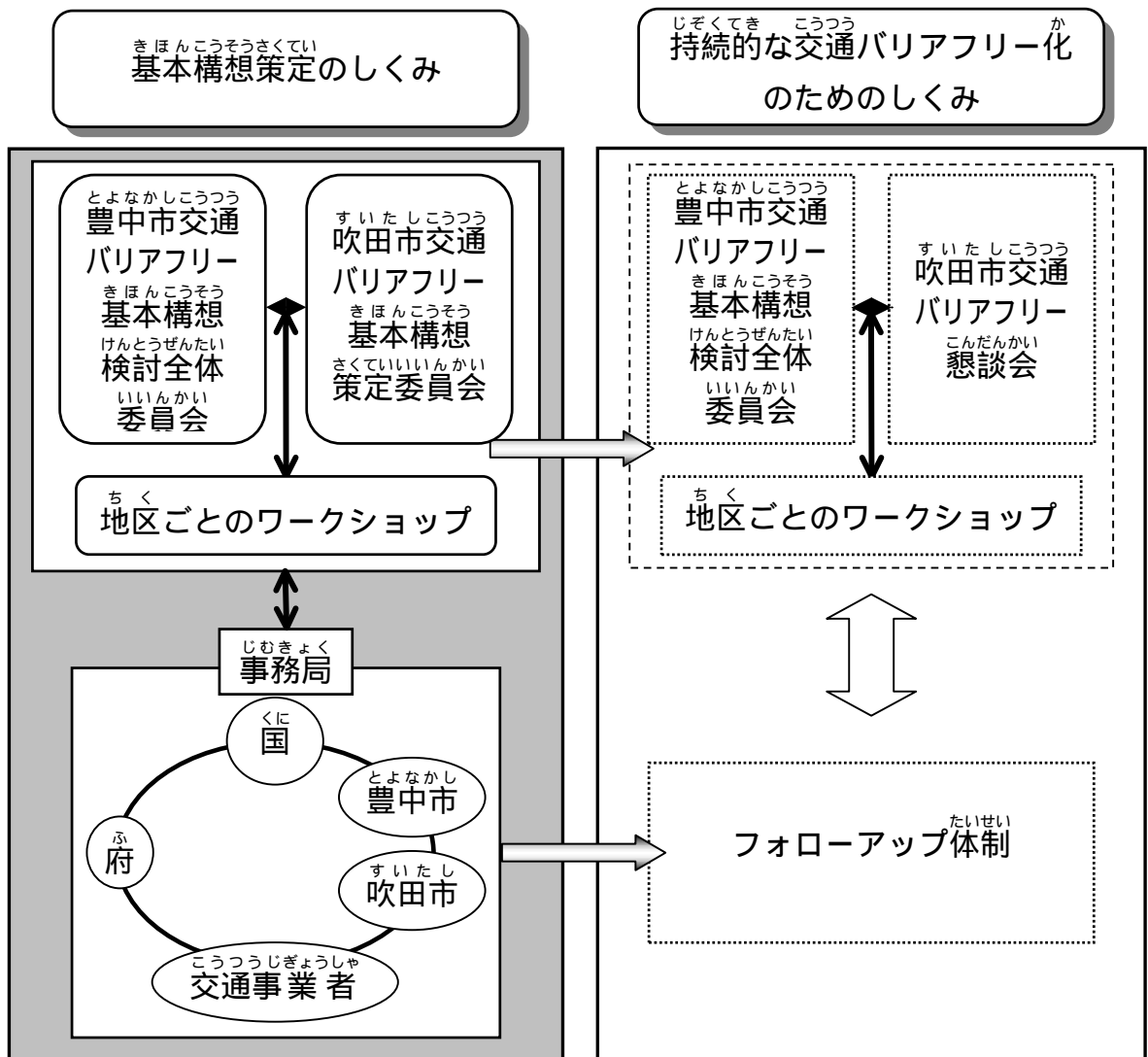


図7-1 交通バリアフリー化を進めるためのしくみ

## 7.2 交通バリアフリー化に向けた責務と役割

本基本構想は、交通バリアフリー法に基づき、国・地方公共団体・公安委員会・公共交通事業者・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、交通バリアフリー化を実現していくことを前提として策定しています。

このような前提条件が整わないときには、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が相当に遅れることがあります。事業が円滑に進められるよう豊中市・吹田市はもとより、それぞれの関係機関において、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整等の最大限の努力を必要とします。

担当	役割	責務
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針を定めます。</li> <li>・「移動円滑化基準」を定め、基準適合性を審査し、認定および事業実施を勧告します。</li> <li>・市町村が策定する基本構想への助言を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めます。</li> <li>・移動円滑化に関する研究開発の推進およびその成果の普及に努めます。</li> <li>・広報活動等を通じて移動円滑化の促進に関する国民の理解を深めるよう努めます。</li> </ul>
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独又は共同して「基本構想」を作成します。</li> <li>・公共交通特定事業実施を交通事業者に要請します。</li> <li>・道路特定事業計画を作成し実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策に準じて移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めます。</li> </ul>
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独又は共同して「交通安全特定事業計画」を作成し実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想の作成に協力します。</li> </ul>
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本構想」に即して「公共交通特定事業計画」を作成し実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想の作成に協力します。</li> <li>・新設旅客施設等についての「移動円滑化基準」の適合義務。</li> <li>・既存旅客施設等についての「移動円滑化基準」適合努力義務。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するために協力するよう努めます。</li> </ul>	